

来年4月からの 保育所等利用申し込み



問い合わせ 子育て推進課
☎229-3167 ☎229-3451

受付期間 10月1日 木 ~30日 金

受付期間が例年より1カ月早くなりました

保育所等とは

児童の保護者が働いている場合や、病気などのために保育が必要と認められる場合に、保護者に代わって保育を行う施設です。保育所等には、保育所、保育を提供する認定こども園、地域型保育事業があります。



● 利用申し込みをするためには

支給認定を受ける

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が開始したことに伴い、保育所等を利用する場合は、保育の必要性に応じて、2号認定・3号認定の「支給認定」を受ける必要があります。
※支給認定申請と保育所等の利用申し込みは同時にできます。

認定区分	対象となる児童	利用先
1号認定	満3歳以上で就学前の児童(2号認定を除く)	市立幼稚園、教育を提供する認定こども園
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病等により保育を必要とする児童	保育所、保育を提供する認定こども園
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病等により保育を必要とする児童	保育所、保育を提供する認定こども園、地域型保育事業

保育必要量と保育利用時間について

保育を必要とする事由に応じて「保育必要量」が認定されます。認定区分によって、保育を利用できる時間が変わります。

保育必要量	利用可能時間	(例)就労を事由とした場合
保育標準時間	必要に応じて最長11時間(概ね7時30分~18時) ※保育所等により異なります。	月120時間以上の就労
保育短時間	必要に応じて最長8時間(概ね8時30分~16時30分)	月60時間以上、120時間未満の就労

● 利用申し込み

利用申し込みができる人

保護者が保育を必要とする事由のいずれかに該当し、2号認定、3号認定を受ける人

申込方法

子育て推進課または各総合支所市民福祉課(福祉課)、各保育所などで配布する申し込み書類に必要事項を記入し提出

提出先

子育て推進課・各総合支所市民福祉課(福祉課)・各保育所等



提出書類

- 支給認定申請書
- 就労証明書など保育の必要性を確認するための書類(右ページ表参照)
- 保育所等利用申込書(続紙も含む)
- 意見書(支給認定を希望する子どもに障がいがあるなど配慮が必要な場合のみ)
- 住民税課税資料(平成27年1月2日以降に津市に転入した人のみ) ※平成27年1月1日現在に居住していた市町村が発行する平成27年度所得課税証明書

● 今後の予定

- 9月** 申込書類の配布
- 10月** 保育所等利用申し込み、支給認定申請の受け付け
- 11月** 保育所等利用に当たっての面接(日時と実施場所は、申込書類受け付け時にお知らせします)
- 3月** 保育所等利用のお知らせ、利用開始に伴う各保育所等での説明会

